

緊急事態宣言について

1月13日に大阪府についても緊急事態宣言が出されました。小学校・中学校・高等学校からの通学制限等が出されもいけませんので、塾としては、平常通りの授業を続けます。

塾生の皆さんにおかれましては、今迄通りの注意深いコロナ対応で通塾して頂きますと共に、以下のご注意をされます様に改めて、お願い申し上げます。

- ① 通塾に際して、咳がでる、熱がある、だるい等の体調の方は一応、念の為に通塾を控えて頂きます様をお願いします。これは、我々講師の側も同様に、気を付けているところでもあります。ただこの為に、受けられる授業数が減るのは本末転倒ですので、改めて何らかの形で補充をします。

(具体的には、どこかの授業に参加して、
頂く形をお願いします。)

- ② 塾内に置かしても、生徒さんについては以下の諸対応をしています。

ア、生徒さんの入室時には、非接触型の体温計での体温チェック。(教師も

授業開始までに自己体温のチェック)

イ、生徒は必ずマスクの着用。

ウ、使用される机・椅子の配置は、出来るだけ距離をとる。

エ、毎回入室時には、アルコールで手の消毒。

オ、新たに着席時には、必ず机上のアルコールでの消毒。

③ 講師の側も同様に以下の対策をしています。

ア、教師も必ずマスク着用をする。

イ、教師はフェイスシールドの着用。

ウ、生徒との距離はとりつつ授業をする。

エ、（個別授業につきましては）生徒さんとの間に、アクリル板での仕切りを

設定して、マスク・フェイスシールドを着用して授業をする。

オ、教室は、通気を良くしつつ、暖房を使う。

（この為、生徒さん達には少し暖かめの上着着用をお願いします。）

カ、各教室にて加湿器を利用する。

平成学院 講師一同